

議事日程(第3号)

平成27年3月16日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(14件)

議案第8号 西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第9号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第11号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について

議案第13号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第14号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

2) 産業建設常任委員会付託議案(9件)

議案第7号 財産の取得について

議案第12号 石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第15号 木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 石河内テニスコートの指定管理者の指定について

3) 予算審査特別委員会付託議案（6件）

- 議案第31号 平成27年度木城町一般会計予算
- 議案第32号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 発委第1号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第6 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（14件）
- 議案第8号 西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第9号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第11号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に

関する条例の制定について

- 議案第13号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

2) 産業建設常任委員会付託議案 (9件)

- 議案第7号 財産の取得について
- 議案第12号 石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第15号 木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 石河内テニスコートの指定管理者の指定について

3) 予算審査特別委員会付託議案 (6件)

- 議案第31号 平成27年度木城町一般会計予算
- 議案第32号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度木城町介護保険特別会計予算

議案第36号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 発委第1号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第5 委員会の閉会中の継続審査

日程第6 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 渕上 三月君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 原 博君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 稲田 宏美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（瀧上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（原 博） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、議事日程の第3号について変更を申し上げます。

先ほどの議会運営委員会において、日程番号4番を省き、5、6、7番を4、5、6番に繰り上げることに決定したので報告します。

日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（原 博） 日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案14件、議案第8号、西都児湯公営委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第9号、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第11号、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、議案第13号、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第14号、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、以上、14件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。2番。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成27年第2回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月10日の1日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては、教育長、教育課長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第8号、西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第9号、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号、木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第22号、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第23号、木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第24号、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第29号、木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（原 博） 以上で、総務常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案9件、議案第7号、財産の取得について、議案第12号、石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第15号、木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、石河内テニスコートの指定管理者の指定について、以上9件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は9件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第7号、財産の取得について、原案可決です。

議案第12号、石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

議案第15号、木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第20号、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第25号、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第26号、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第27号、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第28号、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第30号、石河内テニスコートの指定管理者の指定について、原案可決です。

以上で、産業建設常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（原 博） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 29 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 30 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案 6 件、議案第 31 号、平成 27 年度木城町一般会計予算、議案第 32 号、平成 27 年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 33 号、平成 27 年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第 34 号、平成 27 年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第 35 号、平成 27 年度木城町介護保険特別会計予算、議案第 36 号、平成 27 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上、6 件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、宮崎勝正君。8 番。

○予算審査特別委員会委員長（宮崎 勝正君） 平成 27 年第 2 回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました事件は 6 件です。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告を行います。審査期日は、3 月 11 日、12 日の 2 日間、役場 3 階大会議室において、委員 10 名の全員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第 31 号、平成 27 年度木城町一般会計予算、原案可決です。

今回の審査において、議案第 31 号に関する意見がありましたので、報告いたします。税収が大きく減少していく中で事業を取り組むには歳出削減が必要である。特に、各種団体への補助金、助成金及び委託料、指定管理費については見直しが必要であり、町民から行政への信頼を失うことのないよう、法令を遵守した予算の作成及び執行、行政運営を強く求めます。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 36 号、平成 27 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（原 博） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第31号から議案第36号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第36号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の29議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第7号、財産の取得について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対す

る総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、石河内テニスコートの指定管理者の指定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成27年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成27年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成27年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 諮問第1号

○議長（原 博） 日程第2、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、西村ミチ子君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、西村ミチ子君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 発委第1号

○議長（原 博） 日程第3、発委第1号、木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発委第1号については朗読を省略し、提出者、議会運営委員会委員長、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 委員会条例改正案の趣旨説明を行います。

木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明をいたします。

本案は、執行部局において企画課の名称をまちづくり推進課に変更することに伴うものと地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員長を兼ねることとなったことに伴い、委員会の出席要求の対象者を教育委員会の委員長から教育長へ改めること等に伴い、木城町議会委員会条例の関係部分を改正するために提案するものであります。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（原 博） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。発委第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより発委第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（原 博） 日程第4、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長、堀田廣幸君。2番。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会としては、特段報告することはございません。

○議長（原 博） 産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会、所管事務調査研修報告を行います。平成26年11月17日から18日に群馬県昭和村と長野県御代田町で研修を行いました。参加者は、産業建設常任委員5名と議会事務局職員2名であります。研修の目的は、コンニャク栽培技術及び販売等について、耕作放棄地解消に向けた取り組みについてであります。

まず、群馬県昭和村ですが、赤城山の裾野西北麓に位置し、標高500メートルから800メートル付近までゆるい傾斜地をなす赤城高原地帯であります。昭和村の農家戸数は713戸、基幹的農業従事者数は1,469人、耕地面積は2,390ヘクタールで、農地の畑率は97%であります。主な作物は、生産量日本一のコンニャク、レタスを中心とした土地利用型作物であります。また、ハウスを利用したハウレンソウやトマトの栽培を行っており「やさい王国」といわれています。

コンニャクの栽培については、3月から4月に土壌整備、5月から6月に作付け、11月に収穫、貯蔵、出荷を行います。コンニャク芋は3年以上栽培したものが、出荷ができるようになるまで長い期間がかかります。また、種芋の貯蔵管理が極めて重要であり、掘りとり作業は午前中に行い、圃場で十分乾かし、貯蔵庫内で扇風機などで風を当てて十分乾燥させます。貯蔵庫の温度は、7度から10度で、湿度は70%から75%を保つため、湿度が高い場合は窓を開け、扇風機などで空気を循環させ、カビや腐敗が発生しないように温湿度を均一にする管理をしています。

行政とJAのかかわり方は、JAの活動と行政上の農業施策の推進が共通する場合に連携して対応しており、JAが生産部会を組織し、生産、販売、作柄情報、消費、原料商、練屋情報などについては農業事務所、全農県本部と連携し対応しています。

商品化については、商工会が平成20年度にJAPANブランド育成事業委員会を立ち上げ、役場職員も委員となり事業に取り組み、いろいろな試作品を開発し、国内はもちろん海外でもトップセールスを行い事業展開をしています。

次に長野県御代田町ですが、御代田町での農業はレタス、白菜、キャベツの葉物3品を基幹作物とし、県下有数の高原野菜産地として発展しています。農業振興地域は1,691ヘクタールあり、そのうち766ヘクタールが農用地区域に指定されています。水田の圃場整備は66%、畑の圃場整備率は28%となっており、また、畑かん施設は247ヘクタールが整備され、農業生産基盤の強化を進めています。

しかし、農業振興地域内の農用地区域外では、住宅地などの開発もあり農地のスプロール化や混在化が進み、土地利用上の問題が増加し、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題が深刻化している状況です。そこで、増え続ける耕作放棄地対策として、平成12年度に遊休地化している農地の整備と管理を行う「塩野中山間地域営農事業組合」を設立し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にするため、関係者が一致協力して取り組んでいます。

主な事業は、維持管理として土手の草刈りの実施、水路・農道の保全、農産物の販売、雇用の確保、地産池消の推進として農産物直売所の運営、転作と景観作物の作付け推進に、そば、麦の作付け、収穫、販売をしております。また、おにかけうどん推進研究会と共同事業で、小麦の播

種から製粉事業に取り組んでいます。そばと同一の製粉機で小麦の製粉を行うと、そばアレルギー発症のおそれがあるため、平成26年度に、新たに小麦専用の製粉機を導入し保管庫も設置し、今後の商品開発にも力を入れています。

総括、本町でも、平成26年8月5日に木城コンニャクの郷づくり事業協同組合が設立され、7名の構成員で活動されています。加工場を石井記念友愛社の敷地内に設置し、友愛社と連携を図りながら事業に取り組んでいます。今後は栽培技術の向上と面積の拡大を図るため、JAと連携し普及を推進し、産地化を目指していくことが重要だと考えます。また、高度な栽培技術の習得、構成員の増員を図るためにも、群馬県昭和村のコンニャク専門技術員を招いて認定農業者を中心に研修することが必要であり、さらに木城町の特産品になるような商品の開発、販売推進を行い、町内の行事はもちろん町外のイベントなどにも積極的に参加していきべきだと考えます。

耕作放棄地については、さまざまな施策が行われているが、少子高齢化が進み、地方の人口が減少する中では厳しい状況と思われます。農地の集積化が進み大規模農家が増えても、小規模農地では耕作放棄地が増加すると思われます。今後は、JAなどと連携し作物の選定、販売先を確保し、小規模農地でも生産ができ、利益が出るものを見つけていくことが必要ではないかと考えます。また、本町においても、取り組んでいる農地中間管理機構の事業に沿って、担い手の農地集積、集約化により農地の有効利用や農業経営の効率化を積極的に進めてもらいたいです。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（原 博） 次に議会運営委員長、山田秋吉君。7番。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 議会運営委員会としても、特にご報告することはございません。

○議長（原 博） 次に議会広報編集特別委員会委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。

議会広報編集特別委員会といたしまして、4月の1日、6日、10日、13日の日程で編集していきたいと思っております。私の発言も最後でありますので、ちょっと長くしゃべろうと思いましたがけれども、あと、皆さま方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。そして、13日には、ペンを置いて議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（原 博） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第5. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（原 博） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から各委員会において審査中の陳情第5号、少人数学級の推進などの定数改善

と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出意を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6. 各委員会の閉会中の調査

○議長（原 博） 日程第6、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会にかかる事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（原 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。去る、3月6日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定期間内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。これで、平成27年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 平成27年第2回定例会に当たり一言お礼を申し上げます。

今、議会に上程いたしました議案36件、諮問1件、37件につきまして、全て議案のと通りの議決または認定をいただきまして、深く感謝を申し上げます。なお、ご案内のとおりですが、今年は地方選挙の年でありまして、議員の皆さま、初め、私もそうですが、議員の皆さまの中には今回で退任される方、また次期立候補される方いらっしゃいますけれども、立候補される皆さんにつきましては、全員のご当選を、祈願を申し上げたいと思いますし、また今後とも健康にご留

意いただきまして、ますますのご活躍をお祈り申し上げたいと思います。なお、執行部におきましては、私と間杵田課長が、今議会をもって退席といたしますか、終わりというようなことをございまして、長い間いろいろとご指導いただきましてありがとうございました。深く感謝を申し上げます。なお、私事ですが昭和50年から40年近く議会に出席をさせていただきました。いろいろ申し上げたいこともございますが、18日に反省会があるということで、その席を借りていろいろ申し上げたいと思います。なお、当面します諸行事につきましては、お手元に配付してございますので、ご都合いただきましてご出席賜りますようお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（原 博） 議員の皆さんは、控室の方をお願いいたします。

○事務局長（瀧上 達也君） 皆様御起立ください。一同、礼。

ありがとうございました。

午前10時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員